

前金	部分払	
有	一回	

平成29年度営杉地第72号

旧美杉庁舎及び旧津市美杉総合開発センター解体工事

工事場所	津市 美杉町八知 地内
工 期	平成30年8月13日まで
工事概要	解体 旧美杉庁舎 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延面積1,783㎡ 旧津市美杉総合開発センター 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 延面積1,757㎡ 倉庫、車庫、外構、構内整備 ※上記に係る解体工事 一式

部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当 設計者

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
解体	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

[illegible]

解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
建物解体	庁舎棟	1	式		
建物解体	総合開発センター棟	1	式		
建物解体	倉庫及び車庫	1	式		
計					
外構その他撤去	外構その他撤去	1	式		
計					
設備撤去	電気設備撤去	1	式		
設備撤去	機械設備撤去	1	式		
計					
発生材処分	発生材処分	1	式		
計					
構内整備		1	式		
計					

津市建設部営繕課

解体						
建物解体			庁舎棟			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
< A棟 >						
建物上屋解体	鉄筋コンクリート造 延面積725㎡程度 積込共	1	式			
建物基礎解体	146m3程度 積込共	1	式			
コンクリート土間解体	46.9m3程度 積込共	1	式			
建物外装内部造作撤去	延面積725㎡程度 積込共	1	式			
石綿成形板除去	床：ビニル床タイル 26㎡程度 天井：岩綿吸音板 65㎡程度 積込共	1	式			
既存塗膜撤去	集じん装置付き超高压水洗工法 平滑面及び狭窄部工法併用 床養生、吸引廃材分別、袋詰	1	式			
	石綿粉塵濃度測定(作業前・中・後) 水中測定 基本測定料、報告書作成費含					
建具撤去	金属製・木製建具 硝子共 積込共	1	式			
< B棟 >						
建物上屋解体	鉄筋コンクリート造 延面積865㎡程度 積込共	1	式			
建物基礎解体	148m3程度 積込共	1	式			
コンクリート土間解体	45.5m3程度 積込共	1	式			
建物内部造作撤去	延面積865㎡程度 積込共	1	式			
石綿成形板除去	軒裏：有孔ケイカル板 天井：ケイカル板他 184㎡程度 壁：ケイカル板 16.8㎡ 積込共	1	式			
建具撤去	金属製・木製建具 硝子共 積込共	1	式			
大型パラボラアンテナ撤去	アンテナ3機	1	式			
< C棟 >						
建物上屋解体	鉄骨造 延面積193㎡程度 積込共	1	式			
建物基礎解体	20.1m3程度 積込共	1	式			

津市建設部當繕課

津市建設部営繕課

解体						
建物解体				倉庫及び車庫		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<倉庫1>						
建物上屋解体	鉄骨造・一部コンクリートブロック造 延面積40㎡程度 積込共	1	式			
建物基礎解体	3.8m3程度 積込共	1	式			
コンクリート土間解体	4.6m3程度 積込共	1	式			
建具撤去	金属製建具 硝子共 積込共	1	式			
<倉庫2>						
建物上屋解体	コンクリートブロック造 一部鉄骨造 延面積18.3㎡程度 ガルバリウム鋼板物置含 積込共	1	式			
建物基礎解体	3.5m3程度 積込共	1	式			
コンクリート土間解体	3.0m3程度 積込共	1	式			
建具撤去	金属製建具 硝子共 積込共	1	式			
<倉庫3>						
建物上屋解体	コンクリートブロック造 延面積8.6㎡程度 積込共	1	式			
建物基礎解体	1.6m3程度 積込共	1	式			
コンクリート土間解体	0.7m3程度 積込共	1	式			
<車庫1・2>						
建物上屋解体	鉄骨造一部木造 延面積58.6㎡程度 外装内部造作撤去 積込共	1	式			
建物基礎解体	1.7m3程度 積込共	1	式			
石綿成形板除去	屋根及び外装材 36㎡程度 積込共	1	式			
<車庫3>						
建物上屋解体	鉄骨造 延面積50㎡程度 外装内部造作撤去 積込共	1	式			

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

[illegible]

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
----------------------	---

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【現場パトロールに関する事項】

本工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となります。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者及び「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】

再生砕石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生砕石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生砕石以外の再生砕石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。